

# [中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況]

## 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

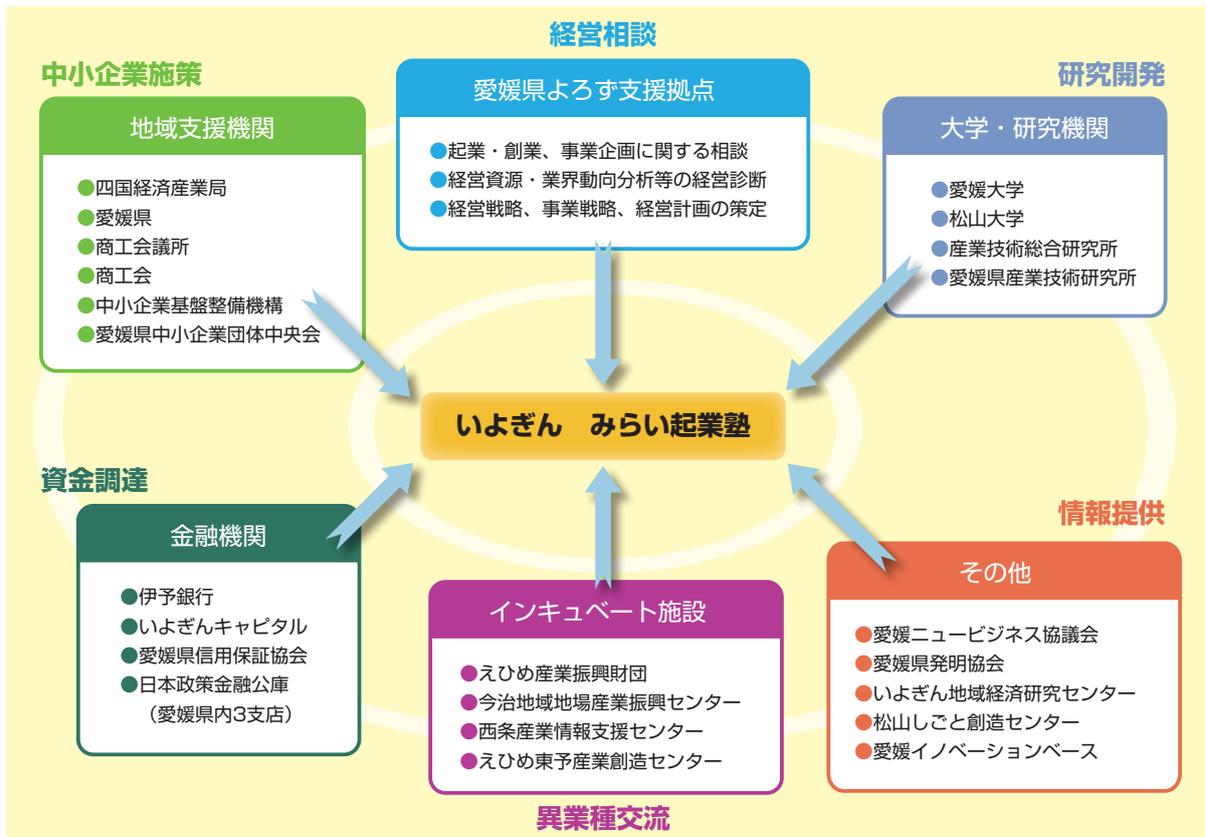
1. 伊予銀行は、諸法令等および伊予銀行の諸規程を遵守しつつ、金融仲介機能を適切かつ最大限発揮すべく、経営の最重要事項の一つとして中小企業のお客さまの創業支援、成長支援および経営改善支援に取り組みます。
2. 中小企業のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの事業の特性、状況、改善または再生の可能性等を勘案し、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。
3. 中小企業のお客さまの経営実態に応じて経営相談、経営指導、およびお客さまの経営改善に向けた取組みに対する適切な支援に努めます。
4. 中小企業のお客さまの経営実態や成長性および将来性など事業価値を適切に見極められるよう伊予銀行役職員の能力向上に努めます。

### 2. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

#### 1. 創業・新規事業開拓のご支援

創業・新規事業開拓のご支援につきましては、地域創生部を中心に経営者としての知識・ノウハウを学ぶ「いよぎん 未来起業塾」(セミナー)や事業プランを競う「いよぎん ビジネスプランコンテスト」の開催、起業家の発掘・成長支援を行う「愛媛イノベーションベース」との連携等、行政・地域産業支援機関と協力して取り組んでおります。また、クラウドファンディング運営会社3社と業務提携し、クラウドファンディングを活用したご支援に継続して取り組んでおります。

<いよぎん 未来起業塾の連携体制>



## 2. 成長段階におけるご支援

成長段階におけるご支援につきましては、お取引先のニーズにあわせて、ビジネスマッチングやシンジケートローン、M&A、事業承継等の各種ソリューションメニューをご提供しております。大手メーカー等に勤務し豊富な技術的な知識、経験を持つ人財を中心に構成している「ものづくり支援チーム」では、ものづくり関連企業の①技術開発支援、②生産性向上支援、③知的財産戦略アドバイス、④販路開拓支援、⑤補助金申請等のサポートを積極的に行っております。国際部門においては、国際部と中国・東南アジアの各地に派遣する海外駐在員が密接に連携しながら、お客さまの販路拡大や進出といった海外に関わるビジネスを支援しています。また、お客さまの多様なニーズに対応するため、ジェトロ、JICA等の公的機関や海外提携銀行、民間企業との連携強化に努め、支援機能の拡充に取り組んでいます。

## 3. 事業承継へのご支援

事業承継におけるご支援につきましては、法人コンサルティング部が重点施策として取り組んでいます。代表者の高齢化および後継者不在先の増加を背景にますます高まるお客さまからのご要望にお応えするため、外部専門機関等と連携し、コンサルティングサービスを展開しております。

### <2025年度上期の商談会等の開催実績>

(海外事業関連)

実施時期	商談会名	実績
2025年9月	上海TSUBASAセミナー&交流会	お取引先7社が参加

### <2025年度上期の海外進出・取引の支援実績>

#### 海外現地法人に関する資金支援実績

- ・ 海外現地法人向け直接融資 (アメリカ、タイ、ベトナム)
- ・ スタンドバイLC (中国、タイ、インドネシア)
- ・ 国内親会社向け融資 (ベトナム)

#### 海外事業支援

- ・ 現地マーケティング調査 (中国、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア)
- ・ 海外事業展開サポート (タイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン、シンガポール)
- ・ 海外販路開拓サポート (中国、シンガポール、タイ、ベトナム、香港)
- ・ 海外仕入先開拓サポート (中国、タイ、ベトナム)
- ・ 外国人材の紹介・採用にかかるサポート

#### 愛媛県との連携

- ・ シンガポール支店にて県職員派遣1名受入 (2012年より継続)

## 4. 経営改善・事業再生・業種転換等へのご支援

お取引先に対する経営改善・事業再生・業種転換等へのご支援につきましては、企業再生の専門部署である「審査部/企業サポート室」を中心に、本部・営業店が一体となって取り組んでいます。また、多数の外部コンサルティング会社と提携し、お取引先の経営課題等に応じた最適なコンサルティングが行える体制を整備しております。ご支援にあたりましては、第二会社方式による会社分割、DDS等の各種スキームや中小企業活性化協議会、認定支援機関等外部機関の事業再生機能を積極的に活用しております。

### 3. 地域の活性化に関する取組み状況

#### 1. 地方自治体との連携

「伊予銀行の成長は地域の発展とともにある」という認識のもと、いよぎんグループの総力を挙げて地域活性化に取り組んでおります。

2012年10月に締結した愛媛県を皮切りに、県内全20市町と「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定」を結び、地方自治体の皆さまと連携して地域産業の振興に努めております。

地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定

締結時期	2012年 10月	2013年 1月	2013年 2月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 5月	2013年 5月	2013年 6月	2013年 7月	2013年 7月
自治体	愛媛県	東温市	八幡浜市	内子町	今治市	松野町	西条市	鬼北町	宇和島市	新居浜市
2013年 8月	2013年 8月	2013年 8月	2013年 10月	2013年 10月	2013年 10月	2013年 11月	2013年 11月	2013年 11月	2014年 2月	2014年 5月
伊予市	愛南町	大洲市	松前町	久万高原町	伊方町	砥部町	西予市	四国中央市	上島町	松山市

#### 2. 地域の活性化を目指す多様な主体（金融機関、大学、産業支援機関等）との連携

伊予銀行は「地域創生」に積極的に貢献できる体制を構築するため、2016年8月に地域創生部を新設し、これまで多様な主体と連携しながら地域の課題解決や活力創出に取り組んでまいりました。多様化・複雑化する地域課題に対する地域からの期待の高まりを踏まえ、2025年8月に地域創生部における地域活性化業務の体制を「地域の未来を描き、課題に対し川上から川下まで主体的に取り組む体制」に見直し、事業ブランド「Future Design Lab」を立ち上げました。

今後も地域の皆さまとともに持続可能な地域の産業やまちづくりにより主体的に取り組んでまいります。

##### (1) 観光まちづくり推進による地域経済活性化

###### A. 大洲市

連携体	伊予銀行、大洲市、バリューマネジメント㈱、(一社)ノオト、㈱NOTEが「愛媛県大洲市の町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりにおける連携協定」を締結
目的	城下町に残る歴史的資源を活用した観光まちづくりを官民が連携して推進し、地域経済の活性化を図る
取組内容	地域DMO法人である(一社)キタ・マネジメントの設立および観光まちづくり計画の策定 伊予銀行・(一財)民間都市開発推進機構の出資により、総額2億円の「大洲まちづくりファンド」を組成 2020年7月、分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL大洲 城下町」および日本初木造天守での城泊「大洲城キャッスルステイ」を開始

###### B. 今治市

連携体	愛媛県、今治市、鈍川温泉組合、玉川みらいプロジェクト スローリバース
目的	鈍川温泉を中心とした玉川地区の観光まちづくりを官民が連携して推進し、地域経済の活性化を図る
取組内容	IRCがまちづくりの指針となるランドデザインを策定し、域内の宿泊・観光施設の改修工事や鈍川温泉の泉質調査を実施 今治市が「玉川地区ランドデザイン推進協議会」を設立し、官民が連携し中長期的な観光まちづくりに向けた施策を展開

##### (2) 愛媛大学社会共創学部との連携

事業名	社会共創コンテスト
目的	地域課題に対する高校生の「問題意識」、「当事者意識」と、愛媛大学社会共創学部生の「共創理念」の醸成を図る
取組内容	全国各地の高校生から地域課題の解決に向けた作品（アイデア・活動実績・研究成果）を広く募集し、優秀な作品について表彰

##### (3) SDGsを切り口とした官民連携による地域課題解決に向けた取組み

連携体	伊予銀行、西条市、㈱西条産業情報支援センター、西日本電信電話㈱、㈱愛媛銀行、愛媛大学
目的	各社が所有している人材、ノウハウ、ネットワークを活用し、「持続可能な西条市」の実現に向けて、SDGsを切り口とした「地域課題の解決」と「地域経済の循環」の両立を目指す
取組内容	産官学で(一社)西条市SDGs推進協議会を設立して、西条市の地域課題の洗い出しを行い、SDGsパートナーの募集により組織を拡大し、自立化に向けたWGの立ち上げや事業スキームを構築

##### (4) オープンイノベーションによる地域活性化

連携体	伊予銀行・愛媛大学・合同会社アंकアンドパートナー
目的	若者のアイデアを活用し県内企業の課題解決を図ることで、次世代の人財育成および新事業の創出を目指す
取組内容	独創的なアイデアをもつ若者の発掘、徹底したメンタリングによる若者の育成、新事業の創出

##### (5) イノベーション創出に向けた取組み

連携体	伊予銀行・愛媛大学・Beyond Next Ventures㈱
目的	愛媛大学発ベンチャーの創出および育成を図るとともに、学生や教職員に対するアントレプレナー教育を実践することでイノベーションの創出を目指す
取組内容	大学発ベンチャー創出に向けた各種支援およびファイナンス、研究者・学生等に対するアントレプレナー教育、起業マインド醸成のためのイベントの開催、愛媛県内のスタートアップエコシステムの構築

### 3. 成長産業への取組み

伊予銀行では、環境、医療・介護、一次産業、観光を成長産業と位置付け、積極的にご支援しています。

#### 【環境】

環境分野への取組みにつきましては、自然エネルギーの事業化に向けた計画策定をご支援しておりますほか、環境私募債等の取扱いにより、環境に配慮されているお取引先の取組みをサポートしております。

2025年度上期は、再生可能エネルギー事業に対して114億円のご融資を行ったほか、環境私募債を18件21億円、受託いたしました。

#### 【医療・介護】

2025年9月末現在の医療・介護向けご融資の実績は、ご融資先数1,628先、ご融資残高2,041億円となっております。

#### 【一次産業】

一次産業への取組みにつきましては、補助金や制度融資の活用サポートに加え、2025年10月に組成した「いよ一次産業未来ファンド」の出資を活用することで、事業者のIT・大規模・6次産業化等の幅広いニーズにお応えできる体制を整備しております。

2025年9月末現在の一次産業向けご融資の実績は、ご融資先数248先、ご融資残高135億円となっております。

#### 【観光】

瀬戸内7県の行政連携体である一般社団法人せとうち観光推進機構とともに、せとうちDMOを構成する株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを伊予銀行は瀬戸内7県の地域金融機関、地元企業、日本政策投資銀行との共同出資により設立し、人員も派遣しています。また、「せとうち観光活性化ファンド」に続き、2023年2月に「せとうち観光サステナブルファンド」へも出資しました。本ファンドではアフターコロナに向け、地域における重要な観光産業の成長資金の担い手として、観光関連事業者に対して必要な資金支援を行うとともに、観光産業の高度化に資する取組みをご支援しています。

### 4. 海運関連業への取組み

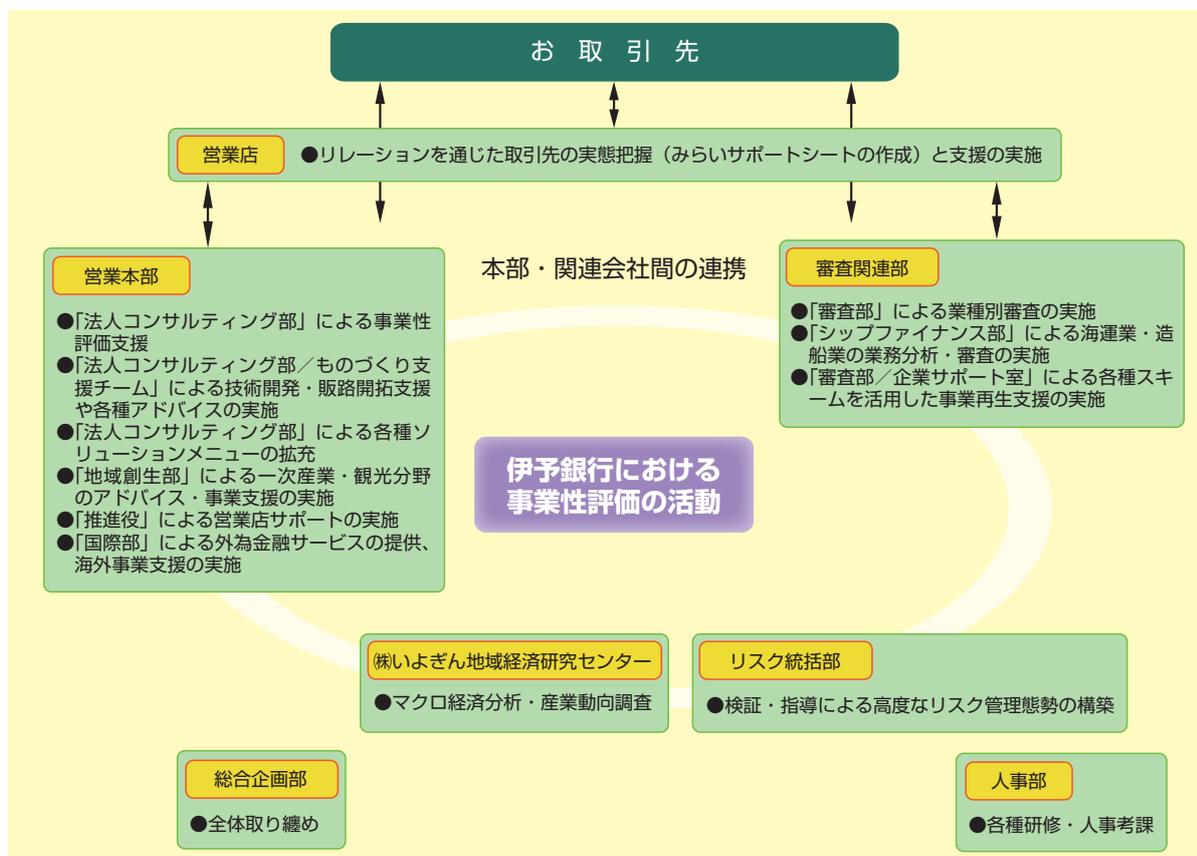
伊予銀行では、造船業や海運業を中心とした多くの海運関連企業と長年取引を行っております。

海運産業に関連する幅広い企業・団体との情報交換や環境負荷低減に関するサポート、海運業に対する分析力向上などに取り組むことで、業界全体の活性化に貢献したいと考えております。

### 5. 事業性評価に基づく融資等の取組み

伊予銀行では、人口減少など今後の地域経済を取り巻く環境の変化を勘案し、さらに一歩踏み込んだお取引先の実態把握と、それに基づく最適な融資・ソリューション等の提供によってお取引先の事業の発展をサポートすることが、地域経済の下支えや活性化につながるという考え方を改めて徹底するため、事業性評価への取組みを強化しております。

具体的には、地域経済の動向や将来性を分析する「経済・産業調査」や、取引先とのリレーションに基づいて個社の発展性、将来性を見極める「取引先の事業性評価」に、本支店が一体となって取り組んでおります。



## 4. 経営者保証に関するガイドラインへの取組み状況

伊予銀行は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、お客さまと保証契約を締結する場合、保証契約が必要となる理由及び保証契約の変更・解除の見込みについて、お客さまに個別具体的な説明を実施します。お客さまから既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合、もしくは、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

### <経営者保証に関するガイドラインとは>

中小企業の経営者の皆さまが金融機関に差し入れている個人保証について、保証契約を締結する際や金融機関等の債権者が保証履行を求めるときにおける中小企業（債務者）・保証人・債権者の自主的なルールとして、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が定めたものです。  
中小企業・保証人・債権者がガイドラインを自発的に尊重し、遵守することにより、経営者保証の課題や弊害を解消し、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としています。

### <経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況>

#### ■新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

項目	2025年度上期
$\{(①+②+③+④) \div ⑤\} \times 100$	66.7%
①新規に無保証で融資した件数	6,715件
②経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0件
③経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0件
④経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0件
⑤新規融資件数	10,072件

#### ■事業承継時における保証の貰受け割合

項目	2025年度上期
新旧両経営者から保証貰受け = $\{⑥ \div (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	1.0%
旧経営者のみから保証貰受け = $\{⑦ \div (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	37.1%
新経営者のみから保証貰受け = $\{⑧ \div (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	38.1%
経営者からの保証貰受けなし = $\{⑨ \div (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	23.8%
⑥代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	2件
⑦代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	78件
⑧代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	80件
⑨代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	50件

#### ■保証契約の解除、保証債務整理成約の件数

項目	2025年度上期
保証契約を解除した件数	376件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成約件数	9件